

「兵庫県気候変動適応計画」について

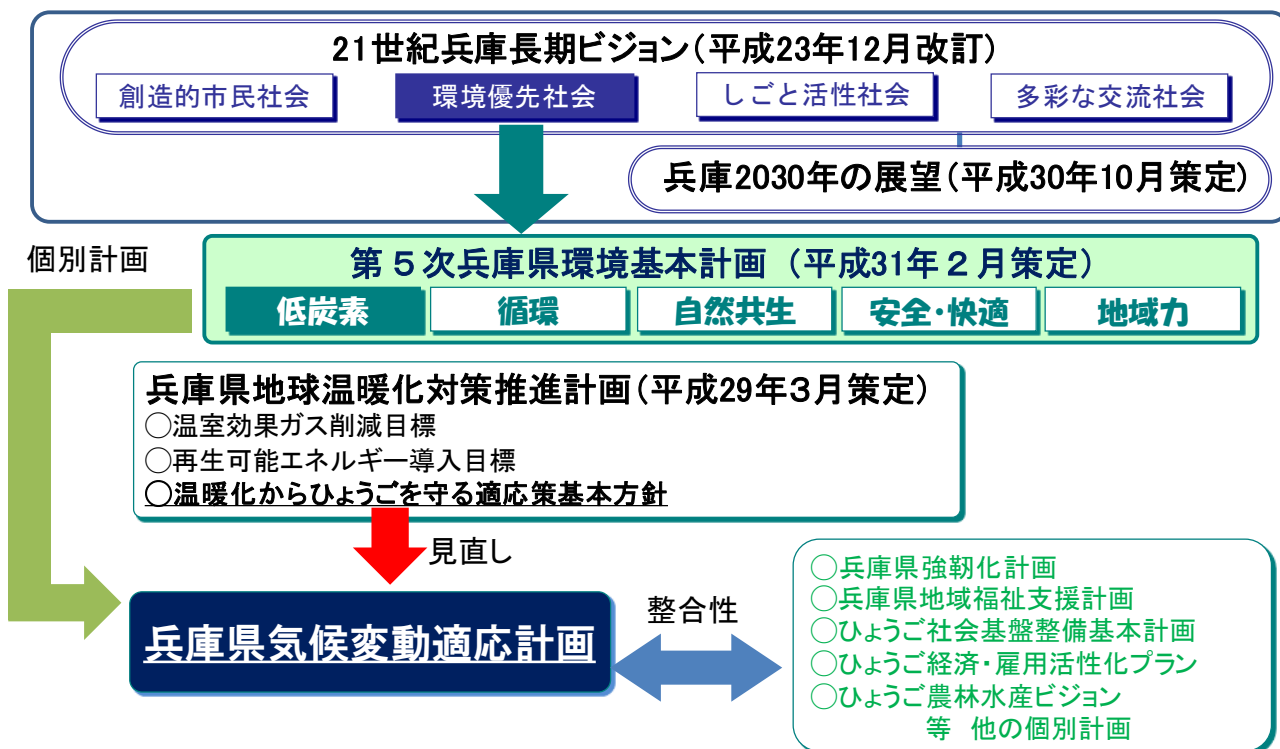
1 計画策定の経緯

県は、平成 29 年 3 月に策定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」に、県として当面の間、取り組むべき施策の方向性を示す「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」を盛り込み、この基本方針に基づく様々な施策を展開している。

平成 30 年 6 月 13 日に「気候変動適応法」が制定され、同法第 12 条で都道府県及び市町村に「地域気候変動適応計画」の策定が求められたことから、県としても、国の「気候変動適応計画」(平成 30 年 11 月 27 日閣議決定)を勘案し、地域の実情に応じた「地域気候変動適応計画」を新たに策定する必要がある。

現行の適応策基本方針を見直し、同法に基づく「地域気候変動適応計画」を策定するため、平成 31 年 3 月 28 日に当該計画の基本的事項について諮問した。

2 計画の位置付け



3 スケジュール

平成 31 年 3 月 28 日	環境審議会大気環境部会 【開催済】	・ 諮問（諮問第 153 号）
令和元年 9 月頃	環境審議会大気環境部会	・ 計画骨子審議（基本方針、推進体制、適応策の取組の方向性等）
令和元年 12 月頃	環境審議会大気環境部会	・ 計画案審議
令和 2 年 1 月頃	計画案のパブリック・コメントを実施	
令和 2 年 2 月頃	環境審議会大気環境部会	・ 答申案審議 ・ 答申
令和 2 年 3 月頃	兵庫県気候変動適応計画の決定	